

2022年度事業計画書

認定特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

1 事業実施の方針

各種消費者問題の情報を収集・研究し、適格消費者団体として、不当な約款や不当な勧誘行為等の是正を求める活動を展開する。申入れ活動、差止請求訴訟を含めた是正活動を引き続き行う。

また、消費者・事業者・行政機関等に当法人を広く認知してもらうため、不当な約款や不当の勧誘行為事例に関する情報提供、消費者や事業者に対して集団的消費者被害救済制度や消費者団体訴訟制度などの啓発活動を行う。さらに、他の適格消費者団体とも緊密に連携しながら、集団的消費者被害救済制度についての検討を深める。

これらの事業を実施できるよう、事務局体制、財政基盤のさらなる確立、強化、充実を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 差止請求関係業務

業務名	業務内容の詳細	実施予定日時	実施予定場所	従業員の予定人数	受益対象者	予定される支出額(円)
消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業	[検討委員会の設置・開催] 消費者被害情報に基づき、検討事例の選定及び申入れに関する法的検討を行い、理事会に必要な助言をする。	1～2ヵ月に1回	会員事務所等	検討委員 8名	不特定多数の消費者・事業者等	100,000
	[理事会の開催] 検討委員会における事例の検討を踏まえ、理事会において必要な分析・検討を行う。	1～2ヵ月に1回		理事18名		
	[検討グループの設置・開催] 検討事案について、グループメンバーが必要な分析・検討をし、検討委員会に対して必要な提言を行う。	随時		検討グループメンバー(各3～10名程度)		
各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対	ホームページなどの広報活動によって、広く消費者被害情報を募ると共に、差止事案とその処理経過についてホームページなどで広く知ら	随時	ひょうご消費者ネット事務所	若干名	不特定多数の消費者・事業者等	50,000

する普及啓 発事業	せる。					
不当約款・ 不当勧誘等 の差止活動	事業者に対する不当約款・不 当勧誘等の是正・差止の申入 れ、是正がなされない場合の 差止訴訟の提起を行う。	随時	ひょうご 消費者ネ ット事務 所 会員事務 所等 管轄裁判 所	検討委員 8名 検討グル ープメン バー 委任弁護 士等	不特定多 数の消費 者・事業 者等	134,000

(2) 差止請求関係業務以外の業務

業務名	業務内容の詳細	当該業務の 実施予定 日時	当該業務 の 実施予定 場所	従業者 の 予定人 数	受益 対象者	予定される 収入及び 支出額 (円)
消費者被 害防止・救 済のため の調査・研 究及び支 援事業	〔検討委員会の設置・開催〕 消費者被害情報に基づき、 検討事例の選定及び申入れに 関する法的検討を行い、理事 会に必要な助言をする。	1～2ヵ月 に1回	会員事務 所等	検討委員 8名	不特定多 数の消費 者・事業 者等	収入 0 支出 10,000
	〔理事会の開催〕 検討委員会における事例の 検討を踏まえ、理事会におい て必要な分析・検討を行う。	1～2ヵ月 に1回		理事18 名		
	〔検討グループの設置・開催〕 検討事案について、グルー プメンバーが必要な分析・検 討をし、検討委員会に対して 必要な提言を行う。	随時		検討グル ープメン バー(各3 ～10名 程度)		
	〔表示適正化対策推進〕 表示や広告に関する消費者 や事業者等からの情報収集、 収集した情報の裏付けや実態 把握のための事前調査、帳簿 整理・分析などを行う。	随時	兵庫県立 消費生活 総合セン ター ひょうご 消費者ネ ット事務 所	若干名	不特定多 数の消費 者・事業 者等	収入 1,951,000 支出 1,951,000
各種消費 者被害に	〔シンポジウム等の開催〕 消費者問題に携わる様々な	年2～4回	兵庫県内 を中心と	10名程 度	不特定多 数の消費	収入 0

<p>に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業</p>	<p>専門家、消費者、事業者等が、消費者問題の理解を深めることができるよう、時宜に応じたテーマについてシンポジウムやセミナーを開催する。</p>		<p>するシンポジウム等実施会場</p>		<p>者・事業者等</p>	<p>支出 1,439,665</p>
	<p>〔講師等派遣〕 外部からの依頼に応じ、テーマに応じてふさわしい会員を講師等として派遣する。</p>	<p>随時</p>	<p>依頼先</p>	<p>若干名</p>		<p>収入 0 支出 10,000</p>
	<p>〔過去問解説集の発行〕 消費生活相談員試験対策過去問解説集を発行する。</p>	<p>4月～9月頃</p>	<p>ひょうご消費者ネット事務所</p>	<p>若干名</p>		<p>収入 600,000 支出 350,000</p>
	<p>〔ホームページの運営、通信の発行等〕 ホームページ、通信などの広報活動によって、広く消費者被害情報を募ると共に、活動の概要についてホームページなどで広く知らせる。</p>	<p>随時</p>	<p>ひょうご消費者ネット事務所</p>	<p>若干名</p>		<p>収入 0 支出 50,000</p>
<p>消費者政策の研究・提言</p>	<p>意見書等の提出を通じて、行政機関や国会、地方議会等に対する消費者政策の提言を行う。</p>	<p>随時</p>	<p>ひょうご消費者ネット事務所</p>	<p>若干名</p>	<p>不特定多数の消費者・事業者等および行政機関</p>	<p>収入 0 支出 30,000</p>
<p>不当約款・不当勧誘等の差止活動</p>	<p>差止請求関係業務にあたらぬ、事業者に対する不当約款・不当勧誘等の是正等の申入れを行う。</p>	<p>随時</p>	<p>ひょうご消費者ネット事務所 会員事務所等</p>	<p>検討委員8名 検討グループメンバー 委任弁護士等</p>	<p>不特定多数の消費者・事業者等</p>	<p>収入 0 支出 50,000</p>
<p>消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業</p>	<p>他の消費者団体、関係諸機関との意見交換（メール、電話、対面など）を行う。</p>	<p>随時</p>	<p>ひょうご消費者ネット事務所 意見交換会開催地</p>	<p>若干名</p>	<p>消費者団体・関係諸機関等</p>	<p>収入 0 支出 100,000</p>